

## 第 27 回 定例農業委員会議事録

令和 4 年 10 月 5 日（水）午後 2 時より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員（16名）

		15	高木 正美
2	佐竹 静	9	林 新太郎
3	棚橋 新一	10	國枝 義見
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋
5	森 千尋	12	石原 幸一
6	吉田 和郎	13	山田 敏治
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫

### 欠席委員（3名）

1	河合 稔	8	清水 峰幸	19	廣瀬 悦治

### その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

### 議案

- 議案第 5 3 0 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願等について
- 議案第 5 3 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 3 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 3 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 報告第 2 7 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第27回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、5番 森委員、16番 日比委員の両名の方  
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。  
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第530号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願等について、  
を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第530号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願等につい  
て、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、説明させて頂きます。

1件申請されております。

被相続人が耕作していた農地を、原則、相続人が今後引き続き耕作を  
行うということで相続税納税猶予を受けるものです。

なお、対象地は、すべて農地利用集積円滑化事業により貸付地となっ  
ております。(平成21年12月15日から、一定条件の下、貸付におい  
ても納税猶予適用可能)

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま  
したところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みの  
ある方でございますので、ご報告いたします。

1番、田、7筆合わせて、10,143㎡でございます。

続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
用地利用集積計画について説明させていただきます。

こちらの2番及び3番の事案につきましては、出席の農業委員に関す  
る事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事  
参加が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いてい  
ただき、審議には、着席のままで結構ですが、加わらないよう、よろし  
くお願いします。

別に配布しております「令和4年度 3号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」をご覧ください。

農用地利用集積計画につきましては、年2回、4月と10月の公告を予定しております。

市が農用地利用集積計画を作成し公告することにより、権利の設定、移転の効力が発生します。

貸借の期限が来れば、貸借関係は自動的に終了するというので、安心して農地を貸し借りできる仕組みであり、農用地の規模拡大を図るうえで核となるものです。

設定する土地は、原則的には、市街化区域以外の農地となっております。

令和2年4月1日から法改正により農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業との統合一体化が図られ、農地利用集積円滑化事業による新規（継続）での契約が出来なくなったため、農地中間管理事業等のみとなっております。

1ページから25ページまでが、農地中間管理事業による農用地利用集積計画でございます。

農地中間管理事業は、農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行う事業です。岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けております。

1ページをご覧ください。

左から順に表の説明をさせていただきます。

利用権の設定を受ける者の欄は、農地中間管理機構が農地の中間受け皿となるため、一般社団法人岐阜県農畜産公社となります。

設定する土地の欄は、所在、地目、面積が載せてあります。

設定する利用権の欄は、種類、内容、始期、期間、借料が載せてあります。

利用権を設定する者の欄は、貸人の住所、氏名が載せてあります。

25ページをご覧ください。

利用権を設定する者 134人、設定する土地 517筆、  
面積439,940㎡となっております。

本日、ご承認頂きましたら、10月20日付けで公告する予定をしております。

続きまして、農地中間管理事業推進法第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について説明させていただきます。

これは、「農用地利用配分計画」により、農地中間管理機構である一般社団法人岐阜県農畜産公社から担い手に貸し付けるものです。

別に配布しております「令和4年度 4号 農用地利用配分計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

1 ページをご覧ください。

左から順に表の説明をさせていただきます。

農地を借り受ける担い手の住所、氏名が記載してあります。

種類は貸借の種類です。

人数は賃貸人の延べ人数、筆数は借り受ける筆数、面積は借り受ける面積が記載してあります。

結果、利用権の設定を受ける者 23人、利用権を設定する者 延べ142名、設定する土地 517筆、面積439,940㎡となっております。

2 ページをご覧ください。

令和4年度 4号 農用地利用配分計画案でございます。

左から順に表の説明をさせていただきます。

貸付候補者・農用地等の欄には、貸人の氏名、住所、権利設定する土地、設定する権利が載せてあります。

右記の農用地等の借受見込みの欄には、貸付先、設定する権利が載せてあります。

契約の状況の欄には、利用権の設定状況が載せてあります。

20 ページをご覧ください。

利用権を設定する者 134人、設定する土地 517筆、面積 439,940㎡となっております。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用配分計画案につきましては、一般社団法人岐阜県農畜産公社を通じて岐阜県に提出し、県により

2週間の公告・縦覧を行い、12月28日付けで認可し公告する予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長       ただいま説明がございましたが、先程の話のとおり、こちらの2番及び3番の事案につきましては、1番 河合委員、5番 森委員、6番 吉田委員、14番 吉田委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままです。各関係委員は審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第531号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹       議案第531号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、畑、233㎡で、規模拡大でございます。取得後は果樹(梅等)の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、755㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第532号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第532号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

3件提案されております。

1番、畑、2筆合わせて、197㎡で、農家住宅（庭）でございます。

農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、畑、2筆合わせて、301㎡で、農業用倉庫、家庭菜園及び農家住宅（庭・進入路）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、畑、564㎡のうち243㎡で、農業用倉庫でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第533号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第533号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、使用貸借権によります、田、627㎡で、建設業資材置場でございます。農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和4年10月14日から令和5年3月31日まででございます。

2番、使用貸借権によります、畑、303㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第27号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査

報告第27号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

3ページをお願いします。

農地法第4条関係届出明細については、3件申請されています。

1番、田、475㎡で、宅地分譲でございます。

2番、田、177㎡で、貸駐車場でございます。

3番、田、469㎡で、共同住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、19件申請されています。

4番、所有権移転によります、田、426㎡で、分譲住宅でございます。

5番、所有権移転によります、畑、407㎡で、一般個人住宅でございます。

6番、所有権移転によります、田、131㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

4ページをお願いします。

7番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、1,398㎡で、食品製造販売業駐車場でございます。

8番、所有権移転によります、畑、田、2筆合わせて、641㎡で、宅地分譲でございます。

9番、所有権移転によります、畑、66㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

10番、所有権移転によります、田、918㎡で、宅地分譲でございます。

11番、所有権移転によります、畑、209㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、231㎡で、宅地分譲でございます。

13番、所有権移転によります、田、464㎡で、分譲住宅でございます。

5ページをお願いします。

14番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、617㎡で、一般個人住宅でございます。

15番、所有権移転によります、田、5筆合わせて、590㎡で、宅地分譲でございます。

16番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,227㎡で、物販店舗でございます。

17番、所有権移転によります、畑、210㎡で、一般個人住宅でござ

ございます。

18番、所有権移転によります、田、1、188㎡で、分譲住宅で  
ございます。

19番、所有権移転によります、畑、田、2筆合わせて529㎡で、  
宅地分譲でございます。

6ページをお願いします。

20番、所有権移転によります、田、198㎡で、一般個人住宅で  
ございます。

21番、所有権移転によります、畑、267㎡で、一般個人住宅で  
ございます。

22番、所有権移転によります、畑、267㎡で、一般個人住宅で  
ございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、  
説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、2件申請さ  
れています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっております  
ので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま  
したところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方  
でございます。

23番、田、畑、5筆合わせて、2、433㎡でございます。

24番、田、4筆合わせて、2、880㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、  
説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、22件届  
出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の  
許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければ  
ならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

25番、畑、345㎡でございます。

7ページをお願いします。

26番、田、3筆合わせて、7,148㎡でございます。

27番、田、4筆合わせて、4,333㎡でございます。

28番、田、畑、14筆合わせて、11,846㎡でございます。

8ページをお願いします。

29番、畑、田、4筆合わせて、674㎡でございます。

30番、田、8筆合わせて、6,660㎡でございます。

31番、田、71㎡でございます。

32番、田、畑、3筆合わせて、1,377㎡でございます。

33番、田、214㎡でございます。

34番、畑、田、4筆合わせて、2,852㎡でございます。

35番、田、728㎡でございます。

9ページをお願いします。

36番、畑、田、12筆合わせて、7,788㎡でございます。

37番、畑、2筆合わせて、694㎡でございます。

38番、田、1,844㎡でございます。

39番、畑、2筆合わせて、231㎡でございます。

40番、田、畑、6筆合わせて、3,514㎡でございます。

10ページをお願いします。

41番、田、2筆合わせて、207.61㎡でございます。

42番、田、1,298㎡でございます。

43番、畑、田、3筆合わせて、1,139㎡でございます。

44番、田、1,659㎡でございます。

45番、畑、田、7筆合わせて、2,018㎡でございます。

46番、田、畑、10筆合わせて、4,340.91㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長           ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。  
次回の開催日は、11月7日(月)午後2時となっておりますので、  
よろしくお願いいたします。どうもご苦労さまでございました。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年10月5日

議長（会長）

岩井豊太郎

議事録署名者

日比育緒

議事録署名者

森 千尋